

J A 共済にご加入のお客さまへ

台風 10 号被害にかかるご案内

この度の災害により被災されました皆さまに心よりお見舞いを申しあげますとともに、一日も早い復旧をお祈り申しあげます。

さて、この度の災害によりご加入の建物等に損害を受けられた方について、以下のとおりご案内いたします。

<被害の報告について>

分類	対応方法	準備物等
営業日	契約支店または最寄りの支店へ連絡	証書等、契約内容がわかる物
非営業日	JA 共済アプリ(建物・自動車共通)	建物「被災の連絡」を押下 自動車「事故・故障の連絡」を押下
	0120-258-931(自動車のみ)	証書等、契約内容がわかる物

<損害調査の方法について>

ご加入の建物に生じた損害につきましては、J A の損害調査員等が後刻お伺いをいたしまして、建物全体の被害の程度（屋根瓦のずれ・割れ、外壁の破損、建物設備の破損等）を確認させていただきます。

<お願い>

※損害調査の際には、被害の程度の確認に漏れのないよう調査へのご協力をお願いいたします。また、修理業者等が新たな損害を発見した場合は、修理業者に写真取得をご依頼ください。

※修理業者による修理見積書について、過剰修理やリフォーム等の「原状復旧」に当たらない内容が含まれていた場合、認定額と見積額との間に乖離が発生することがございますが、J A の建物共済につきましては、原状復旧費用を保障することとなりますので、この点ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※J A 共済では1日でも早く共済金をお支払できますよう取組んでおりますが、県内で多くの被害が発生した場合や他社様にもご契約されている場合等には、共済金のお支払にしばらくの時間をいただくことがございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点につきましては、最寄りのJ A 窓口までご相談ください。